

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成16年2月19日

議会事務局

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1 . 会 議 日 時

平成16年2月19日(木) 午前10時 1分 開会
午前10時38分 閉会

1 . 場 所

第一委員会室

1 . 出 席 委 員

委 員 長	山本善信	副委員長	安藤 薫	委 員	渡辺慎吾
委 員	藤浦雅彦	委 員	本保加津枝	委 員	森西 正
委 員	柴田繁勝	委 員	原田 平		
議 長	森内一蔵	副 議 長	山下信行	議 員	嶋野浩一郎

1 . 欠 席 委 員

なし

1 . 説 明 の た め 出 席 し た 者

助 役 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

1 . 出 席 し た 議 会 事 務 局 職 員

事務局長	岸本文夫	同局次長	中川 顯	同局次長代理	野杵雄三
同局主幹	上 清隆	同局主幹	船寺順治		

1 . 案 件

- ・平成16年第1回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時1分~開会)

山本善信委員長 おはようございます。

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

まず、理事者からあいさつを受けることにいたします。

小野助役。

小野助役 おはようございます。

議会運営委員会を開催賜りましてありがとうございます。

来る2月24日から開催予定の平成16年第1回定例会につきまして、予算案件14件、条例案件15件、人事案件2件、その他2件の合計33件を上程予定いたしております。

案件の概要につきましては、総務部長からご説明を申し上げます。それぞれよろしくお取り計らいを賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

山本善信委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、森西委員を指名いたします。

それでは第1回定例会の提出議案について、概略説明をお願いいたします。

奥村総務部長。

奥村総務部長 おはようございます。

それでは第1回定例会に上程しております議案33号までにつきまして、私の方から概略を説明させていただきます。

まず、議案第1号から議案第8号までは、一般会計、水道事業会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、財産区財産特別会計、公共下水道事業特別会計、パートタイマー等退職金共済特別会計及び介護保険特別会計の各会計の当初予算の議案でございます。

お手元に配付されております資料に基

づきまして説明をさせていただきたいというふうに思っております。

3枚つづりになっておりますが、2枚目をご覧くださいと思います。

まず最初に、一般会計予算でございます。

一般会計予算、平成16年度当初予算額は344億3,700万円でございます。平成15年度当初予算額312億7,400万円に比べまして、31億6,300万円、10.1%の増というふうになっております。

その下の欄に、一般会計A というふうに掲げております。これは借換債を除いた数字でございます。後ほどまた詳しく説明をさせていただきます。

借換債を除いた数字が295億7,030万円となっております。平成15年度同様に借換債を除いた分が306億990万円、差引増減として10億3,960万円の3.4%の減というふうになっております。

次に特別会計、B欄でございますが、国民健康保険特別会計以下6特別会計の合計がB欄に掲げております。231億2,604万5,000円、平成15年度は218億8,379万8,000円の増減額として12億4,224万7,000円となっております。5.7%の増でございます。

特に増減額の大きいものを説明させていただきますと、国民健康保険特別会計が9.9%の増、7億2,286万1,000円の増というふうになっております。

これの主なものにつきましては、保険給付費の療養諸費の中で、一般被保険者療養給付費1億954万4,000円、それから退職被保険者等療養給付費4億7,454万6,000円、それから介

護納付金で7,047万6,000円が主な原因でございます。

その下、介護保険特別会計でございますが、これも10.7%の増となっております。2億4,305万2,000円でございますが、この主な原因は施設介護サービス給付費が2億3,799万円の増ということが原因でございます。

その下の水道事業会計でございますが、収益的支出の方で、1億693万6,000円、4.1%の減、資本的支出1億9,066万2,000円、22.3%の減、収入については1.6%の減でございますが、先ほどの収益的支出、それから資本的支出あわせると2億9,759万8,000円、8.6%の減となっております。この主な原因は、収益的支出の方で原水・浄水及び送水費、それから減価償却費、それから支払利息及び企業債取扱諸費に基づくものでございます。

一方、資本的支出の方は、施設改修費の2億737万3,000円の皆減に伴うものでございます。

次に、A3サイズの方で、一般会計の予算の資料をつけさせていただいております。まず、表の見方なんですけど、左端の方に歳入のそれぞれ款別、それから歳出の款別、それから性質別の内訳になっております。

平成16年度の当初予算、それから差引額、それから純計予算と名称をうちまして、純計予算、同じく平成15年度、右端の方には増減額というふうになっております。

当初予算で先ほど説明しましたように、総額では344億3,700万円となっておりますが、この中には歳入歳出それぞれ借換債48億6,670万円が含まれております。借換債の増減によって予算規模がかなり変化をしますので、これ

を除いた状態で純計予算を表しております。

これでいきますと、純計予算の総額が295億7,030万円となりまして、同様に平成15年度と比較をいたしますと、一番右端の方に金額、率が書いてありますように、10億3,960万円の減、3.4%の減というふうになっております。

一番右端の増減額の欄で、純計予算のマイナスの部分の説明をさせていただきますと、まず市税でございます。

市税、平成16年度の当初予算は168億円を予定しております。これは平成15年度175億円に比較をしますと、7億円の減というふうになります。過去をさかのぼってみますと、平成14年度当初予算では、13年度と比較して6億円の減、平成15年度におきましては前年度に比較して8億円の減、今回16年度については、前年度に比較して7億円の減でございますので、3年間トータル21億円の税収の減というふうになっております。

平成9年度の決算が202億4,100万円でございますので、その差につきましては、34億4,000万円ほどが税収の減というふうになっております。

以下、地方譲与税から下の分について、主なものの増減の分を拾っていきますと、その下に地方譲与税というのがございます。1億2,800万円の増になっておりますが、この主なものは国の方の三位一体改革で所得譲与税が交付されることによりまして、増というふうになっております。

所得譲与税1億4,200万円を予定しております。

その真ん中のところに、地方交付税2

億3,100万円というのがあるんですが、平成15年度で交付税交付団体になりました。平成16年度も交付団体を見込みまして、普通交付税2億8,600万円を計上した結果でございます。

それから府の支出金2億4,712万3,000円の減となっておりますが、これは、JR千里丘ガード拡幅の委託事業の減に伴うものでございます。

それから下の財産収入でございますが、2億454万4,000円、これは土地売払収入を平成16年度計上しなかったためでございます。

それから繰入金につきましては、3億2,611万8,000になっております。これは中ほどのところに、再掲ということで、繰入金の欄を設けております。平成15年度のところで24億5,764万7,000円の繰り入れをしております。平成16年度では21億1,015万5,000円というふうになっております。

この繰り入れなんですが、平成16年度、今回、繰り入れさせていただきますのは、減債基金で6億8,915万5,000円の取り崩しに伴う繰り入れと、それから公共施設整備基金の繰り入れ14億2,100万円でございます。この公共施設整備基金の繰り入れなんですが、一時的な借り入れ的繰り入れを行うものでございます。

昨年14年の3月に条例改正をいたしまして、繰り替え運用は公共施設整備基金、それから福社会館再整備基金でできるようになりました。その繰り替え運用で一時的に借り入れ的繰り入れをするものでございます。

それから歳出の款別でございますが、純計予算の欄ですが、民生費の方で1億1,089万9,000円、1.2%の

増、それから教育費の方で5,727万1,000円、1.8%の増、それから公債費の方で4億11万2,000円の増となっております、他の科目については減額をしております。

それから、性質別でございますが、人件費の分につきましては、6億332万9,000円という減になっております。これは採用、退職に伴うもので、それと平成15年度の人事院勧告の減額に伴うものでございます。

それから普通建設事業費でございますが、3億710万2,000円、これは先ほど申しましたJR千里丘ガードの拡幅事業の減に伴うものでございます。

それから一番下の方なんですが、繰出金10億3,530万6,000円の繰出金の減となっております。これは公共下水道の事業に対する繰出金を10億7,624万7,000円減にしたことに伴うものでございます。

ちなみに、公共下水道事業特別会計の総額予算ですが、平成16年度は59億7,020万7,000円、それから平成15年度の当初予算は58億7,944万5,000円で、1.5%の増で、事業費については平成15年と同様に考えております。

この繰出金の減は、公共下水道事業特別会計の方で資本費平準化債発行をお願いしております。その資本費平準化債でございますが、企業債の元金償還金、通常25年といわれるんですが下水道処理施設の減価償却期間44年と異なっていることから、当該年度の企業債元金償還金相当額と減価償却費相当額との差について、発行が許可されるものでございます。

以上、当初予算の概略を説明をさせていただきました。

また、1ページのところに戻っていただきまして平成15年度補正予算でございます。

議案9号から議案第14号までは、一般会計を含めまして、それぞれの会計の補正予算でございます。この1ページのところに補正予算の総括表として一応まとめさせていただきます。備考欄には議案の番号、それから補正の号数が記載してあります。

一般会計におきましては、今回、補正をお願いしておりますのが4億900万8,000円でございます。この主なものにつきましては、歳入におきまして市税が当初175億円で見込んでおりますが、172億円の決算見込みで、それぞれ3億円減少をしております。個人所得割のところでは1億円、それから法人税割のところでは2億5,000万円の減、固定資産税の償却資産で5,000万円の増ということで、差引き3億円の減少というふうに考えております。

それから府支出金、JR千里丘ガード拡幅の委託金で3億4,474万1,000円の減をしております。これは事業費減に伴うものでございます。

それから市債の方で、臨時財政対策債3億1,440万円を一応最終的な見込みとして増を考えております。

歳出の方でございますが、人件費で退職手当の増をしております。2億1,412万3,000円の補正、これは退職者25名が36名にふえたためでございます。

それから歳出の方で、JR千里丘ガード拡幅事業これも同様に事業費の減に伴うもので減額をしております。

それらを調整いたしまして、財政調整基金積立金に1億768万5,000円を積み立てるものでございます。

次に、補正予算で大きな項目といたしまして、公共下水道事業特別会計1億1,705万2,000円の減額をしております。これは安威川、淀川右岸流域下水道組合の負担金、それから水洗便所改造資金貸付金、工事設計ほか委託料、工事費につきまして、それぞれ不用額が出ております。その不用額を減額するものでございます。

それから水道事業会計でございますが、収益的支出の方で、4,179万5,000円の減額になっております。これは原水・浄水及び送水費の費用、それから配水・給水費の費用の減に伴うものでございます。

それから資本的支出の8,070万2,000円につきましては、建設改良費、固定資産取得費、それから配水管整備事業費の不用額が出ております。

以上、簡単ですが補正予算の説明とさせていただきます。

それから議案第15号からでございますが、議案第15号、議案第16号につきましては、教育委員会委員の任命について同意を求める件でございます。

まず、議案第15号でございますが、教育委員会委員の小川道雄氏が3月7日に任期満了が来ます。後任につきましては、同氏にまたお願いするということで、議会の同意を求めるものでございます。

それから議案第16号でございますが、同じく教育委員会委員の新庄慶昭氏が3月31日に任期満了になります。引き続いて新庄氏にお願いするということで、議会の同意を求めるものでございます。

議案第17号でございますが、市道路線認定の件でございます。庄屋19号線ほか21件、総延長が786.6メートルでございますが、この市道路線認定の件が議案第17号でございます。

それから議案第18号でございますが、千里丘9号線ほか2路線の総延長119.6メートルの市道廃止に伴うもので、議案第18号が市道路線廃止の議案でございます。

次に、議案第19号でございます。摂津市職員の退職手当の特例に関する条例制定の件でございますが、定年前早期退職の特例を設けるために、今回、条例制定をいたします。適用範囲でございますが、在職期間20年以上で満50歳以上60歳未満のもの、退職期日としましては、平成17年3月31日に退職するものということになっております。

退職手当の加算といたしまして、50歳以上53歳以下の者、58歳、59歳の者につきましては、1年につき100分の3を加算するものでございます。54歳から57歳以下の者につきましては、1年につき100分の5を加算いたします。議案第19号の特例の内容でございます。

次に、議案第20号でございます。公益法人等への派遣等に関する条例及び摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

地方独立行政法人法の施行に伴いまして、関係法律の整備等に関する法律が施行されました。地方公営企業労働関係法という題名が地方公営企業等の労働関係に関する法律に改められました。これによりまして、公益法人等への派遣等に関する条例、それと摂津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、それぞれそういう法令の引用部分について法令名が変わることによって整備を行うものでございます。

次に、議案第21号でございます。特別職の職員の給与に関する条例及び教育

長の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定の件でございます。

本条例につきましては、給料とそれから調整手当額、いわゆる期末手当の基礎額なんです、20%増しというふうになっておりますが、平成13年6月1日から平成16年3月31日までの間、これを凍結措置をしております。この期間を3年間延長いたしまして、平成19年3月31日まで延長するものでございます。

それから議案第22号でございます。

摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。先ほども説明させていただきましたが、地方独立行政法人法が施行されます。16年の4月1日から施行されますが、地方公共団体において地方独立行政法人を設立することが、今回、可能になりました。これに伴いまして、地方公共団体と地方独立行政法人との間で人事交流等が行われることが想定されることから、身分上の取扱いや在職期間の通算等について、必要な改正を、今回、行うものでございます。

次に、議案第23号でございます。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

地方公務員災害補償法が改正されました。虚偽報告の罰則が強化されまして、10万円以下の罰金が20万円以下の罰金に改正されます。また同法施行規則の改正で、別表1が別表2に移動したことによって、条例を改正するものでございます。

次に、議案第24号でございます。摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

各種手数料の額を改正するために、今

回、本条例を制定をするものです。改正の概要といたしまして、住民基本台帳、外国人登録及び印鑑登録に関する事務の手数料改正でございます。住民票1通200円を300円にいたします。

市税に関する事務の手数料改正といたしまして、課税証明1件200円を300円に改正いたします。その他の事務手数料の改正といたしまして、境界明示手数料500円を1,000円に改正するもので、平成16年7月1日から施行いたします。

次に、議案第25号でございます。摂津市民ギャラリー条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

市民ギャラリーの利用範囲を拡大するために、現行の設置目的に美術文化の振興や生涯学習に係る機会の充実を加えさせていただきます。

次に、議案第26号でございます。摂津市敬老金条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、敬老金の支給対象年齢を改正するため本条例を制定いたします。現行70歳、77歳、80歳、88歳、90歳、99歳、100歳以上というふうに現行なっておりますが、70歳、80歳、90歳を除くことしております。

次に、議案第27号でございます。摂津市立自動車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

自動車駐車場の使用料の特例の適用期間を延長するために、本条例を制定するものでございます。供用時間内につきましては、30分以内ごとに200円となっておりますのを、30分以内200円、以後30分を超える30分ごとに100円、供用時間外につきましては、30分以内ごとに100円を30分以内ごとに50円のこの特例期間を3年間、再度延

長させていただきます。

次に、議案第28号でございます。自転車駐車場の定期使用料の特例の適用期間を延長するために、本条例を制定するものでございます。

平成13年度から特例措置フォルテ摂津自転車駐車場2段式の上段について特例措置を設けております。定期使用料一般が2,500円が特例措置として2,100円、学生等の方につきましては2,000円が1,700円、障害者の方につきましては、1,250円が1,050円というふうに特例を設けております。この特例期間を、再度、3年間延長させていただきます。

次に、議案第29号でございます。摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

特定家庭用機器再商品化施行令が改正されます。特定家庭用機器として、従来エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機に新たに電気冷凍庫が加えられたため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第30号でございます。摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

先ほど説明させていただきました議案第24号の摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件に伴いまして、水道部の発行する証明手数料を200円から300円に改定するものでございます。

それから、あとで、説明させていただきます議案第32号、障害者福祉金支給条例を廃止する条例制定の件に伴いまして、同条例を根拠に水道料金の減免をしていた規定を、他の法律及び規則を引用して特定するため、本条例を制定するものでございます。

次に、議案第31号でございます。摂

津市老齡福祉年金支給条例を廃止する条例制定の件でございます。老齡福祉年金の受給資格者が減少したため、本条例を制定するものでございます。

本条例は、国の老齡福祉年金支給対象者のうち、扶養義務者の所得制限により老齡福祉年金が支給停止になっている方に対しまして、昭和47年4月から施行されているものでございます。

国の老齡福祉年金の支給対象者は、明治44年4月1日以前に生まれた方を対象としており、現在では93歳以上の方が国の老齡福祉年金の対象となっております。これらの方々のうち、本条例で支給対象としております扶養義務者の所得制限により、国の老齡福祉年金が支給停止となっているものは年々減少してきており、平成14年度末には支給対象者が皆無となりました。それをもちまして本条例を廃止するものでございます。

次に、議案第32号でございます。摂津市障害者福祉金支給条例を廃止する条例制定の件でございます。

障害者福祉施策の再構築を図るために、本条例を制定するもので、身体障害者の福祉金、それから知的障害者福祉金、それから精神障害者の福祉金をそれぞれ廃止させていただきます。

次に、議案第33号でございますが、摂津市遺児年金支給条例を廃止する条例制定の件で、母子家庭福祉及び子育て支援施策の再構築を図るために本条例を制定いたすもので、未就学児童、小学生、中学生のそれぞれ両親のいない場合、あるいは両親のいずれかがいない場合の遺児年金を廃止させていただきます。

以上、概略を説明させていただきました。

山本善信委員長 説明が終わりました。ご質問がありましたらお受けいたします。

す。

原田委員。

原田委員 予算概要がないというか、その辺、ちょっとその説明をお願いします。

山本善信委員長 奥村総務部長。

奥村総務部長 今、予算概要につきましては、今、作成中でございますので、作成した時点でお渡しするようになっております。

24日、本会議の前までには提出するように考えております。

山本善信委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山本善信委員長 ないようでございますので、理事者ご退席いただいて結構です。

暫時休憩いたします。

(午前10時30分 休憩)

(午前10時33分 再開)

山本善信委員長 議会運営委員会を再開いたします。

第1回定例会審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いいたします。

野杵事務局次長代理。

野杵事務局次長代理 それでは平成16年第1回定例会の審議日程等について説明いたします。

まず、会期は2月24日から3月30日までの36日間でございます。

議事日程につきましては、本会議の初日、2月24日は、まず、平成16年市政運営の基本方針と付託案件についての提案理由の説明、そして即決案件の審議でございます。この日の17時15分が議会議案届出締切でございます。

2月27日の正午が代表質問の届出締切でございます。

3月8日の本会議では付託案件に対する質疑、委員会付託ののち、9日にかけての2日間が代表質問でございます。

10日が建設並びに民生常任委員会、11日が総務及び文教常任委員会でございます。15日が常任委員会の予備日、16日が駅前等再開発特別委員会でございます。

19日の正午が一般質問の届出締切、25日が議会運営委員会、30日が本会議最終日で、一般質問に続きまして休会分の委員長報告、採決ののち、議会議案となっております。また、その日の本会議終了後、議会運営委員会を開催いただきまして、次の定例会の日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程でございます。

次に、2ページからの議事日程について説明いたします。

まず、2月24日につきましては、日程1、会期決定ののち、日程2が平成16年度の市政運営の基本方針でございます。

日程3が、議選第1号、淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙で、指名推選で当選人を決定いたします。

日程4が議案第15号及び16号の教育委員会委員の任命について同意を求める件で、先ほどの協議会での態度表明をもとに備考欄に一括起立採決と記載いたします。

日程5は、議案第1号、平成16年度一般会計予算など付託案件の29件で、一括して提案理由の説明を受けていただきます。なお、質疑は後日お願いします。

日程6、議案第17号、市道路線認定の件と、日程7、議案第18号、市道路線廃止の件は、1件ずつ上程の上、それぞれ即決でございます。

次に、3ページの3月8日につきまし

ては、日程1が議案第1号、平成16年度一般会計予算など付託案件の29件で、質疑ののち所管の委員会に付託となります。

日程2が、昨日提出されました請願第1号で、所管の民生常任委員会付託となります。

日程3が代表質問でございます。

3月9日も日程1、代表質問でございます。

最終日の3月30日の議事日程につきましては、日程1、一般質問ののち、日程2が議案第1号、平成16年度一般会計予算など付託案件30件でございます。所管の委員長から委員長報告を受けていただいたのち、採決をお願いいたします。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表でございます。これにつきましては、ご覧のとおり総務、建設、文教、民生の各常任委員会と議会運営委員会、駅前等再開発特別委員会と審査をいただく案件でございます。今回、議案第24号、手数料条例の改正につきましては、3常任委員会に所管が分かれることから、分割付託としており、所管別分割表を作成しております。

次に、所管別分割表でございますが、議案第1号、平成16年度一般会計予算及び議案第9号、平成15年度一般会計補正予算の各常任委員会と議会運営委員会、特別委員会と審査をいただく内容と、議案第24号の所管別分割表となっております。

以上でございます。

山本善信委員長 説明が終わりました。何かご質問なりご意見ございましたらどうぞ。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山本善信委員長 それでは日程につき

ましては、ただいまご説明がありました
とおり決定してよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 それでは、説明のと
おり決定します。

それでは報告事項がございますので、
事務局から説明をお願いいたします。

野杵事務局次長代理。

○野杵事務局次長代理 報告事項という
ことで、議場の写真撮影の件ございま
して、2月24日の市長の市政方針に関
する説明の際に、例年どおり写真撮影を
したいとの申し出がございます。

また、3月8日、9日の代表質問時に
質問議員の写真を撮影いたしますので併
せてよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○山本善信委員長 これをもちまして本
委員会を閉会いたします。

(午前10時38分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

議会運営委員長 山 本 善 信

議会運営委員 森 西 正